

報告事項 2 (意見聴取)

平成 27 年 9 月定例府議会追加提出予定の議案について

平成 27 年 9 月定例府議会に追加提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成 27 年 11 月 27 日

○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)

○条例案

- 1 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

<参考>

○今後の予定

- 12 月 7 日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取
- 12 月 11 日 意見聴取に対する回答期限
- 12 月 14 日 9 月定例府議会追加議案上程

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要	要
1	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	大阪府立漕艇センター 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会	
		大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで 指定する団体 ミズノ・南海ビルサービスグループ	
		大阪府立体育会館 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで 指定する団体 南海ビルサービス・ミズノグループ	
		大阪府立少年自然の家 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 38 年 3 月 31 日まで 指定する団体 少年自然の家共同事業体	
		大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	
		大阪府立弥生文化博物館 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	

○条例案

番号	件名	概要	要
1	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正により、認定こども園等に置くべき保育士に国家戦略特別区域限定保育士を含むこととするため、所要の改正を行う。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、構造改革特別区域内における外部搬入方式での食事の提供等に係る特例が削除されたことに伴い、条例の同趣旨の規定を削除する。</p> <p>施行日：公布の日</p>	

大阪府立体育会館等指定管理候補者選定結果の概要について

■選定結果

1 指定管理候補者および指定期間

【大阪府立漕艇センター】

候補者：一般社団法人大阪ボート協会

期 間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

【大阪府立臨海スポーツセンター】

候補者：ミズノ・南海ビルサービスグループ

(構成員) 代表者 美津濃株式会社

ミズノスポーツサービス株式会社

南海ビルサービス株式会社

期 間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

【大阪府立体育会館】

候補者：南海ビルサービス・ミズノグループ

(構成員) 代表者 南海ビルサービス株式会社

美津濃株式会社

ミズノスポーツサービス株式会社

期 間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 審査結果の概要

(1) 申請団体数

【大阪府立漕艇センター】

上記1団体

【大阪府立臨海スポーツセンター】

上記1団体

【大阪府立体育会館】

上記1団体

(2) 選定理由

【大阪府立漕艇センター】

漕艇競技におけるノウハウがあり、施設備品の更新や自主事業の積極的な取組みが期待できる。

(5年間の参考価格0千円 提案額0千円)

【大阪府立臨海スポーツセンター】

他のスポーツ施設等の指定管理者の経験が豊富であること、また、自主事業の積極的な取組みにより、利用者サービスの向上が期待できる。

(5年間の参考価格65,000千円 提案額65,000千円)

【大阪府立体育会館】

他のスポーツ施設等の指定管理者の経験が豊富であること、また、大阪府への納付金の提案額が参考価格を上回っており、施設設備の更新や向上、自主事業等の積極的な取組みにより、利用者サービスの向上が期待できる。

(5年間の参考価格685,000千円 提案額711,600千円(増26,600千円))

※参考価格とは大阪府が指定管理者募集要項に記載した府への納付金の下限額を指し、提案額とは指定管理候補者が府へ納付する額として提案した額を指す。

■参考

1 募集の経緯

(1) 募集要項の配付期間

平成27年8月20日～10月21日

(2) 募集要項説明会・現地施設案内日

平成27年9月3日（大阪府立臨海スポーツセンター・大阪府立漕艇センター）

平成27年9月4日（大阪府立体育会館）

(3) 指定管理者指定申請書の受付期間

平成27年10月14日～10月21日

2 大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会開催概要

(1) 審査の経緯

・第1回選定委員会 平成27年8月6日（木） 委員5名出席

委員長選出、スケジュール・各施設運営状況の説明、募集要項・審査基準、施設見学

・第2回選定委員会 平成27年11月6日（金） 委員5名出席

申請者の書類及びプレゼンテーションの審査、最優先交渉権者の決定

(2) 選定委員会委員（50音順、敬称略）

氏名	職名	備考
岡澤 祥則	国立大学法人奈良教育大学 教授	
奥村 圭	公認会計士	委員長
苅野 真吾	弁護士	
小林 幸治	大阪商工会議所経済産業部 次長	
山岡 秀雄	一般財団法人大阪府バスケットボール協会 副会長	

(3) 委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士、経営分野の学識経験者から各1名、施設の事業活動に関する専門家として学識経験者2名、計5名を選定した。

大阪府立少年自然の家指定管理候補者選定結果の概要について

■選定結果

1 指定管理候補者および指定期間

候補者：少年自然の家共同事業体

(構成員) 代表者 公益財団法人大阪ユースホステル協会
一般財団法人大阪府青少年活動財団

期 間：平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

2 審査結果の概要

(1) 申請団体数 上記1団体

(2) 選定理由

交渉権者は、10年間で1万人を超える利用者の増加を計画しており、1500万円の投資効果を含め、多様で現実的な提案がなされている。加えて、老朽化の進む施設設備の安全、安心を確保するため、これまで培ってきたノウハウを発展させ、計画的な施設の維持管理が期待できる。

(10年間の参考価格 637,915千円 提案額 585,686千円)

※参考価格とは大阪府が指定管理者募集要項に記載した委託金額の上限額を指す。

■参考

1 募集の経緯

(1) 募集要項の配付期間

平成27年8月21日～10月28日

(2) 募集要項説明会・現地施設案内日

平成27年9月14日

(3) 指定管理者指定申請書の受付期間

平成27年10月27日、28日

2 大阪府立少年自然の家指定管理者選定委員会開催概要

(1) 審査の経緯

・第1回選定委員会 平成27年8月12日(水曜日) 委員4名出席
委員長選任、審査基準の確認

・第2回選定委員会 平成27年11月16日(月曜日) 委員5名出席
申請者の書類及びプレゼンテーションの審査、最優先交渉権者の決定

(2) 選定委員会委員(50音順、敬称略)

氏 名	職 名	備 考
植木 和彦	弁護士	
大塚 淑彦	豊中市立第五中学校長	委員長
岡田 龍樹	天理大学 人間学部 教授	
古川 康正	公認会計士	
松本 誠一	近畿大学 経営学部 准教授	

(3) 委員選定の考え方

申請に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点から様々な意見を聴取するため、公認会計士、弁護士、経営分野の学識経験者から各1名、学校団体の代表者1名、野外教育活動に関する専門家として学識経験者1名、計5名を選定した。

大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理候補者選定結果の概要について

■選定結果

1 指定管理候補者および指定期間

候補者：大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
(構成員) 代表者 公益財団法人大阪府文化財センター
近鉄ビルサービス株式会社

期 間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 審査結果の概要

(1) 申請団体数 上記1団体(非公募)

(2) 選定理由

- ・複数の法人でグループを構成したことにより、事業品質を維持しつつ経費削減や広報強化等、効率的運営を提案した点が評価できる。
- ・品質項目について一定の水準以上に達しており、本事業を委託するに適した団体である。

■参考

○大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会開催概要

(1) 審査の経緯

- ・第1回選定委員会 平成27年8月4日(火曜日) 委員5名出席
施設案内及び説明、指定案件書審議、審査基準案の審査
- ・第2回選定委員会 平成27年9月11日(金曜日) 委員5名出席
審査方法及び審査基準についての説明、申請者プレゼンテーション、申請書の審議、審査基準表による判定、審査結果の公表

(2) 選定委員会委員(50音順、敬称略)

氏 名	職 名	備 考
網 伸也	学識経験者	委員長
奥村 太朗	弁護士	
北居 明	経営分野の有識者	
福田 和博	公認会計士	
山本 誠	学識経験者	

(3) 委員選定の考え方

応募に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、経営分野の有識者及び弁護士から各1名、博物館・考古学に関する学識経験者等から2名、計5名を選定した。

大阪府立弥生文化博物館指定管理候補者選定結果の概要について

■選定結果

1 指定管理候補者および指定期間

候補者：大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
(構成員) 代表者 公益財団法人大阪府文化財センター
近鉄ビルサービス株式会社

期 間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 審査結果の概要

(1) 申請団体数 上記1団体(非公募)

(2) 選定理由

- ・複数の法人でグループを構成したことにより、事業品質を維持しつつ経費削減や広報強化等、効率的運営を提案した点が評価できる。
- ・品質項目について一定の水準以上に達しており、本事業を委託するに適した団体である。

■参考

○大阪府立弥生博物館指定管理者選定委員会開催概要

(1) 審査の経緯

- ・第1回選定委員会 平成27年8月14日(金曜日) 委員5名出席
施設案内及び説明、指定案件書審議、審査基準案の審査
- ・第2回選定委員会 平成27年9月30日(水曜日) 委員4名出席
審査方法及び審査基準についての説明、申請者プレゼンテーション、申請書の審議、審査基準表による判定、審査結果の公表

(2) 選定委員会委員(50音順、敬称略)

氏 名	職 名	備 考
和泉 大樹	学識経験者	
中岡 孝剛	経営分野の有識者	
中島 清治	弁護士	
美籐 直人	公認会計士	
南 博史	学識経験者	委員長

(3) 委員選定の考え方

応募に係る収支計画や安定的な経営基盤、管理運営に係る法的課題、利用者の視点等から様々な意見を聴取するため、公認会計士、経営分野の有識者及び弁護士から各1名、博物館・考古学に関する学識経験者等から2名、計5名を選定した。

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（概要）

府民文化部私学・大学課
福祉部子ども室子育て支援課
教育委員会市町村教育室小中学校課

■改正の理由

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第2号）及び幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省令第1号）の改正により、国家戦略特別区域限定保育士に係る規定が加えられたため、本条例に同様の規定を反映させる改正を行う。
- 2 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正により、同基準の附則第5条に規定する特例が削除されたことに伴い、本条例の附則に規定する同様の特例を削除する改正を行う。

※(参考)

同様の規定は、特区法に係る省令の中で規定されることとなった（同省令は、府条例に規定が無くても、直接適用されることとなる。）。

■改正の内容

- 1 第6条第1項の「保育士」を「保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」に、第32条第3項備考1の「第18条の18第1項」を「第18条の18第1項（国家戦略特別区域法第12条の4第8項において準用する場合を含む。）」に改める。
- 2 附則中次の2条を削除する。
 - ・構造改革特別区内において、満三歳未満の園児に対して外部搬入方式により食事を提供している公立保育所について、幼保連携型認定こども園に移行した際も外部搬入方式での食事の提供を認める特例
 - ・外部搬入方式での食事の提供を実施する場合、調理室を備えない事ができる特例
- 3 その他、規定の整備を行う。

■施行期日

公布の日

（理由）改正後の省令が既に施行されており、本条例の改正についても速やかに施行する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

特になし

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 第四条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に直接従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2―6 (略)</p>
<p>(園舎の面積)</p> <p>第九条 認定こども園の園舎の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合又は既存の保育機能施設が認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第十一条本文(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第十一条本文及び第十四条)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(園舎の面積)</p> <p>第九条 認定こども園の園舎の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所が保育所型認定こども園の認定を受ける場合又は既存の保育機能施設が認可外施設型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第十一条本文(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、第十一条本文及び第十四条)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p>	<p>(職員)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p>
<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下備考1において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)・教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保</p>	<p>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下備考1において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下備考1において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育</p>

育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2―4 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

及び保育に直接従事する者の数をいう。

2―4 (略)

附則

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)

2 平成二十七年三月三十一日において現に保育所(厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第一条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第三十五条第三項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とすること。

四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

3 満三歳未満の園児に対する食事の提供について、前項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第三十五条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことが

できる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。